

日程第 2 議案第 7 号

熊谷市立幼稚園保育料減免に関する規則の一部を改正する規則
熊谷市立幼稚園保育料減免に関する規則（平成 17 年教育委員会規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「次の」を「別表の」に改め、同条の表を削る。

第 5 条中「教育委員会」を「委員会」に改める。

附則の次に別表として次のように加える。

別表（第 2 条関係）

階層区分	減免額
被保護世帯等の保護者	全額
当該年度に納付すべき市民税の所得割額が非課税の世帯の保護者	全額
当該年度に納付すべき市民税の所得割額が 77,100 円以下の世帯であって、ひとり親等世帯に該当する世帯の保護者	全額
当該年度に納付すべき市民税の所得割額が 77,100 円以下の世帯の保護者（第 2 子の保育料に係る部分に限る。）	半額
当該年度に納付すべき市民税の所得割額が 77,100 円以下の世帯の保護者（第 3 子以降の保育料に係る部分に限る。）	全額
当該年度に納付すべき市民税の所得割額が 77,101 円以上の世帯の保護者（第 3 子以降の保育料に係る部分に限る。）	全額

備考

- 1 「被保護世帯等」とは、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰

国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付受給世帯並びに児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）に規定する里親が保護者の世帯をいう。

2 「当該年度に納付すべき市民税の所得割額」とは、保育のあった月の属する年度（保育のあった月が 4 月から 8 月までの場合にあっては、前年度）分の市民税をいう。

3 子の数え方は、当該年度に納付すべき市民税の所得割額が 7 7, 1 0 0 円以下の世帯にあっては最年長の子どもから順に数えるものとし、当該年度に納付すべき市民税の所得割額が 7 7, 1 0 1 円以上の世帯にあっては小学校第 3 学年修了前の子どもから順に数えるものとする。

4 「ひとり親等世帯」とは、次に掲げる者が属する世帯とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号)による配偶者のない者で現に児童を扶養している保護者

(2) 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 1 9 条第 3 項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていない者(以下「在宅障害児」という。)に限る。)

(3) 療育手帳制度要綱（昭和 4 8 年 9 月 2 7 日厚生労働省発児第 1 5 6 号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）

- (5) 特定児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障害児に限る。）
- (6) 国民年金法（昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他これに類する者（在宅障害児に限る。）
- (7) 委員会が生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 2 条の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る保育料について適用し、同日前の利用に係る保育料については、なお従前の例による。

熊谷市立幼稚園保育料減免に関する規則の一部を改正する規則
 新旧対照表
 熊谷市立幼稚園保育料減免に関する規則（平成17年教育委員会
 規則第31号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行																		
（減免を受ける資格及び区分） 第2条 保育料の減免を受けることができる者及びその減免すべき額は、<u>別表</u>のとおりとする。 （その他） 第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、<u>委員会</u>が別に定める。 別表（第2条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>階層区分</u></th><th><u>減免額</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>被保護世帯等の保護者</u></td><td><u>全額</u></td></tr> <tr> <td><u>当該年度に納付すべき市民税の所得割額が非課税の世帯の保護者</u></td><td><u>全額</u></td></tr> <tr> <td><u>当該年度に納付すべき市民税の所得割額が77,100円以下の世帯であつて、ひとり親等世帯に該当する世帯の保護者</u></td><td><u>全額</u></td></tr> <tr> <td><u>当該年度に納付すべき市民税の所得割額が77,100円以下の世帯の保護者（第2子の保育料に係る部分に限る。）</u></td><td><u>半額</u></td></tr> <tr> <td><u>当該年度に納付すべき市民税の所得割額が77,100円以下の世帯の保護者（第3子以降の保育料に係る部分に限る。）</u></td><td><u>全額</u></td></tr> <tr> <td><u>当該年度に納付すべき市民税の所得割額が77,101円以上の世帯の保護者（第3子以降の保育料に係る部分に限る。）</u></td><td><u>全額</u></td></tr> </tbody> </table> <u>備考</u> 1 「被保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世	<u>階層区分</u>	<u>減免額</u>	<u>被保護世帯等の保護者</u>	<u>全額</u>	<u>当該年度に納付すべき市民税の所得割額が非課税の世帯の保護者</u>	<u>全額</u>	<u>当該年度に納付すべき市民税の所得割額が77,100円以下の世帯であつて、ひとり親等世帯に該当する世帯の保護者</u>	<u>全額</u>	<u>当該年度に納付すべき市民税の所得割額が77,100円以下の世帯の保護者（第2子の保育料に係る部分に限る。）</u>	<u>半額</u>	<u>当該年度に納付すべき市民税の所得割額が77,100円以下の世帯の保護者（第3子以降の保育料に係る部分に限る。）</u>	<u>全額</u>	<u>当該年度に納付すべき市民税の所得割額が77,101円以上の世帯の保護者（第3子以降の保育料に係る部分に限る。）</u>	<u>全額</u>	（減免を受ける資格及び区分） 第2条 保育料の減免を受けることができる者及びその減免すべき額は、<u>次の</u>とおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>資格</u></th><th><u>減免区分</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>当該年度に納付すべき市民税の所得割額が非課税となる世帯の保護者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯の保護者</u></td><td><u>全額</u></td></tr> </tbody> </table> （その他） 第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。	<u>資格</u>	<u>減免区分</u>	<u>当該年度に納付すべき市民税の所得割額が非課税となる世帯の保護者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯の保護者</u>	<u>全額</u>
<u>階層区分</u>	<u>減免額</u>																		
<u>被保護世帯等の保護者</u>	<u>全額</u>																		
<u>当該年度に納付すべき市民税の所得割額が非課税の世帯の保護者</u>	<u>全額</u>																		
<u>当該年度に納付すべき市民税の所得割額が77,100円以下の世帯であつて、ひとり親等世帯に該当する世帯の保護者</u>	<u>全額</u>																		
<u>当該年度に納付すべき市民税の所得割額が77,100円以下の世帯の保護者（第2子の保育料に係る部分に限る。）</u>	<u>半額</u>																		
<u>当該年度に納付すべき市民税の所得割額が77,100円以下の世帯の保護者（第3子以降の保育料に係る部分に限る。）</u>	<u>全額</u>																		
<u>当該年度に納付すべき市民税の所得割額が77,101円以上の世帯の保護者（第3子以降の保育料に係る部分に限る。）</u>	<u>全額</u>																		
<u>資格</u>	<u>減免区分</u>																		
<u>当該年度に納付すべき市民税の所得割額が非課税となる世帯の保護者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯の保護者</u>	<u>全額</u>																		

改正案	現 行
<u>帯並びに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に規定する里親が保護者の世帯をいう。</u> <u>２ 「当該年度に納付すべき市民税の所得割額」とは、保育のあった月の属する年度（保育のあった月が４月から８月までの場合にあつては、前年度）分の市民税をいう。</u> <u>３ 子の数え方は、当該年度に納付すべき市民税の所得割額が７７，１００円以下の世帯にあつては最年長の子どもから順に数えるものとし、当該年度に納付すべき市民税の所得割額が７７，１０１円以上の世帯にあつては小学校第３学年修了前の子どもから順に数えるものとする。</u> <u>４ 「ひとり親等世帯」とは、次に掲げる者が属する世帯とする。</u> <u>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している保護者</u> <u>(2) 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第１９条第３項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていない者（以下「在宅障害児」という。）に限る。）</u> <u>(3) 療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生労働省発児第１５６号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）</u> <u>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）</u> <u>(5) 特定児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障害児に限る。）</u> <u>(6) 国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他これに類する者（在宅障害児に限る。）</u> <u>(7) 委員会が生活保護法第６条第２項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者</u>	

日程第 2 議案第 8 号

熊谷市教育委員会公用マイクロバス運行規程を廃止する訓令

熊谷市教育委員会公用マイクロバス運行規程（平成 23 年教育委員会訓令第 3 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

日程第2 議案第9号

熊谷市立教育研究所条例施行規則の一部を改正する規則
熊谷市立教育研究所条例施行規則（平成17年教育委員会規則
第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「条例」を「第5条第2項において「条例」に
改める。

第2条及び第3条を削る。

第4条中「、部長」を削り、同条を第2条とする。

第5条第2項を削り、同条第3項中「上司」を「所長」に、「担
当事務」を「次に掲げる事務」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 教育経営、教育方法、教科、教科以外の領域及び教育機器
の利用等についての調査研究、教育に関する各種資料の収集
管理並びに研究所の庶務に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修に関すること。
- (3) 教育相談及び特別支援教育に関すること。

第5条中第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条を第
3条とする。

第6条第1項中「研究部長が代理し、所長、研究部長、ともに
事故があるときは、第2条に規定する部の順序によって他の部長」
を「上席者」に改め、同条第2項を削り、同条を第4条とする。

第7条を第5条とし、第8条を第6条とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

熊谷市立教育研究所条例施行規則の一部を改正する新旧対照表

熊谷市立教育研究所条例施行規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 1 5 号）

（下線部は改正部分）

改正案	現行
○熊谷市立教育研究所条例施行規則 （趣旨） 第 1 条 この規則は、熊谷市立教育研究所条例（平成 1 7 年条例第 8 7 号。<u>第 5 条第 2 項において「条例」という。</u>） 第 4 条の規定に基づき熊谷市立教育研究所（以下「研究所」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 （職員） <u>第 2 条</u> 研究所に所長及び指導主事を置く。必要によりその他の職員を置くことができる。 （職務） <u>第 3 条</u> 所長は、教育長の命を受け、研究所の事務を掌理し所属職員を指揮監督する。 <u>2</u> 指導主事は、<u>所長の命を受け次に掲げる事務を</u>処理する。 (1) <u>教育経営、教育方法、教科、教科以外の領域及び教育機器の利用等についての調査研究、教育に関する各種資料の収集管理並びに研究所の庶務に関すること。</u> (2) <u>教育関係職員の研修に関すること。</u>	○熊谷市立教育研究所条例施行規則 （趣旨） 第 1 条 この規則は、熊谷市立教育研究所条例（平成 1 7 年条例第 8 7 号。<u>以下「条例」という。</u>） 第 4 条の規定に基づき熊谷市立教育研究所（以下「研究所」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 <u>（組織）</u> <u>第 2 条 条例第 2 条の業務を遂行するため、研究所に次の部を置く。</u> (1) <u>研究部</u> (2) <u>研修部</u> (3) <u>教育相談部</u> <u>（分掌事務）</u> <u>第 3 条 前条各部の分掌事務は、次のとおりとする。</u> (1) <u>研究部 教育経営、教育方法、教科、教科以外の領域及び教育機器の利用等についての調査研究並びに教育に関する各種資料の収集管理並びに研究所の庶務に関すること。</u> (2) <u>研修部 教育関係職員の研修に関すること。</u> (3) <u>教育相談部 教育相談及び特別支援教育に関すること。</u> （職員） <u>第 4 条</u> 研究所に所長、<u>部長</u>及び指導主事を置く。必要によりその他の職員を置くことができる。 （職務） <u>第 5 条</u> 所長は、教育長の命を受け、研究所の事務を掌理し所属職員を指揮監督する。 <u>2 部長は、所長の命を受けその担当事務を処理する。</u> <u>3</u> 指導主事は、<u>上司の命を受け担当事務を</u>処理する。

<u>(3) 教育相談及び特別支援教育に関すること。</u> <u>3</u> その他の職員は、上司の命を受け事務に従事する。 <u>第4条</u> 所長に事故があるときは、<u>上席者がこれを代理する。</u> (研究協力員) <u>第5条</u> 研究所に研究協力員(以下「協力員」という。)を置くことができる。 2 協力員は、条例の業務を遂行するため協力する。 3 協力員は、熊谷市教育委員会が任命する。 (その他) <u>第6条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。 附則 この規則は、平成17年10月1日から施行する。 附則(平成20年2月27日教委規則第6号) この規則は、公布の日から施行する。 <u>附則</u> <u>この規則は、平成30年4月1日から施行する。</u>	<u>4</u> その他の職員は、上司の命を受け事務に従事する。 <u>第6条</u> 所長に事故があるときは、<u>研究部長が代理し、所長、研究部長、ともに事故があるときは、第2条に規定する部の順序によって他の部長がこれを代理する。</u> <u>2 所長、部長ともに事故があるときは、上席者がこれを代理する。</u> (研究協力員) <u>第7条</u> 研究所に研究協力員(以下「協力員」という。)を置くことができる。 2 協力員は、条例の業務を遂行するため協力する。 3 協力員は、熊谷市教育委員会が任命する。 (その他) <u>第8条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。 附則 この規則は、平成17年10月1日から施行する。 附則(平成20年2月27日教委規則第6号) この規則は、公布の日から施行する。
--	--

日程第 2 議案第 10 号

熊谷市教育振興基本計画（案）について